

横須賀市障害児通所支援事業所に対する障害児安全安心対策事業
補助金交付要綱

(総則)

第1条 児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）において、ICTを活用した子どもの見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムの導入に係る経費に対する補助金については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の例による。

(補助対象事業)

第3条 本補助の対象事業は、次の各号に定める事業とする。

(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

(2) 登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

(補助対象者)

第4条 各補助事業において、補助金の交付の対象となる者は、本市に指定等を受けた障害児通所支援事業所とする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の額は予算の範囲内において、各補助事業における補助対象経費及び1事業所・施設あたりの基準単価等は別表1のとおりとする。（対象経費の実支出額が基準単価を超えない場合は、当該実支出額とし、当該実支出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは、この要綱における補助の対象としないものとする。

(補助事業の遂行)

第6条 補助事業者は、本事業を遂行するにあたり、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、別記第1号様式とし、次に掲げる書類を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類
(実績報告)

第8条 規則第10条第1項の実績報告書は、別記第3号様式とし、次に掲げる書類を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第2号様式）
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考資料
(書類等の整備)

第9条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第15条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産は補助対象となった1件50万円以上の備品等とし、同条に規定する市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭長官が別に定める期間とする。

2 前項の期間の始期は、実績報告書により補助事業が適正に完了していることを確認した日とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

補助事業	基準額	補助対象経費	補助率
(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業	1事業所あたり 200千円	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	基準額を上限とした補助対象経費の4/5以内とする
(2) 登降園管理システム支援事業	①端末購入を行わない場合、 1事業所あたり 200千円 ②端末購入を行う場合、1事業所あたり700千円	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	基準額を上限とした補助対象経費の4/5以内とする

※1 (1)の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

※2 (1)の事業の対象となる機器については、GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

第1号様式（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

横須賀市長 様

住所 〒
法人名
代表者氏名

令和 年度横須賀市障害児通所支援事業所に対する障害児安全安心対策
事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、以下の関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・その他参考となる資料

担当者名：
連絡先
電話番号：
メールアドレス：

第2号様式（第7条第1項・第8条第1項関係）

(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業 (2) 登降園管理システム支援事業 事業計画（実績報告）書

1 法人名等

申請者	法人名		
	所在地	(〒 -)	
	連絡先	電話番号	E-mail
	代表者の職・氏名		
	担当者		

2 申請（実績）額内訳

(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業

(単位：円)

No.	施設・事業所名 ①	施設・事業所種別 ②	事業所番号 ③	対象経費支出 （予定）額 ④	寄付金その他の 収入（予定）額 ⑤	差引額 ④-⑤ ⑥	補助基準額 ⑦	選定額 ⑥と⑦の低い方 ⑧	自治体補助額 （申請額） ⑨	導入備品内容 （主な購入物品） ⑩	備品の購入 （予定）日 ⑪
1											
2											
3											
4											
合計											

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑥欄及び⑦欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
- 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- 多機能型事業所については、次の通り1つの事業に集約すること。

【児童発達支援センター】と【児童発達支援事業所】と【放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合

⇒【児童発達支援センター】に集約する。

【児童発達支援センター】と【児童発達支援事業所】の多機能型の場合

⇒【児童発達支援センター】に集約する。

【児童発達支援センター】と【放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合

⇒【児童発達支援センター】に集約する。

【児童発達支援事業所】と【放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合

⇒【児童発達支援事業所】に集約する。

(2) 登降園管理システム支援事業

(単位：円)

No.	施設・事業所名 ①	施設・事業所種別 ②	事業所番号 ③	端末購入有無 ④	対象経費支出 (予定)額 ⑤	寄付金その他の 収入(予定)額 ⑥	差引額 ⑤-⑥ ⑦	補助基準額 ⑧	選定額 ⑥と⑦の低い方 ⑨	自治体補助額 (申請額) ⑩	導入備品内容 (主な購入物品) ⑪	備品の購入 (予定)日 ⑫
1												
2												
3												
4												
合計												

(記載上の注意)

- ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- 多機能型事業所については、次の通り1つの事業に集約すること。
 - 【児童発達支援センター】と【児童発達支援事業所】と【放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒ 【児童発達支援センター】に集約する。
 - 【児童発達支援センター】と【児童発達支援事業所】の多機能型の場合 ⇒ 【児童発達支援センター】に集約する。
 - 【児童発達支援センター】と【放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒ 【児童発達支援センター】に集約する。
 - 【児童発達支援事業所】と【放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒ 【児童発達支援事業所】に集約する。

令和 年 月 日

横須賀市長 様

住所 〒
法人名
代表者氏名

令和 年度横須賀市障害児通所支援事業所に対する障害児安全安心対策事業補助金実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、以下の関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助事業完了年月日 | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | ・事業実績報告書 | | |
| | ・収支決算書 | | |
| | ・その他参考となる資料 | | |

担当者名：

連絡先

電話番号：

メールアドレス：

第4号様式（第11条第1項関係）

年 月 日

（あて先）横須賀市長

（報告者）法人名

所在地

代表者職氏名

（事業所名： ）

横須賀市障害児通所支援事業所に対する障害児安全安心対策事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった横須賀市障害児通所支援事業所に対する障害児安全安心対策支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横須賀市から交付された補助金等の確定額
金 _____ 円
- 2 消費税の申告の有無 有 無
- 3 仕入控除税額の計算方法 一般課税 簡易課税
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 _____ 円
- 5 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 _____ 円
- 6 補助金返還額（5から4の額を差し引いた額）
金 _____ 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（仕入れ控除税額がない場合は、別紙1）
- （2）法人の収支計算書（補助年度を含む過去3年度分）
- （3）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （4）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- （5）特定収入割合の計算過程の分かる書類
- （6）その他

第4号様式（第11条第1項関係）
別紙1（仕入控除税額がない場合）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由